阿久比町ＥＶ用急速充電設備等導入事業

協定事業者募集要項

1　趣旨

阿久比町（以下「町」という。）は、令和８年３月に「阿久比町地球温暖化対策実行計画」を策定し、２０５０年までに二酸化炭素実質排出ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」宣言を表明した。地球環境にやさしい持続可能なまちを次世代に引き継ぐために、町民・町内事業者・行政が連携を図り、ゼロカーボンシティの実現を目指す必要がある。

2　事業の概要

⑴　事業の名称

阿久比町ＥＶ用急速充電設備等導入事業（以下「本事業」という。）

⑵　事業の目的

ゼロカーボンシティの実現に向けた施策として、次世代自動車の導入促進を掲げているが、電気自動車等（以下「ＥＶ」という。）への転換を段階的に推進するためには、ＥＶ用充電環境の整備が不可欠である。そのため、町が所有する施設に、ＥＶ用急速充電設備を設置する協定事業者について、公募方式により行うことを目的とする。

⑶　事業の内容

町は、所有する施設の駐車場等を事業者に貸し付け、事業者は、町が所有する施設の駐車場等を活用し、事業者の自己資本によりＥＶ用急速充電設備の整備に必要な配線工事等を含む充電設備一式（以下「ＥＶ用充電設備等」という。）の設置、維持管理及び事業運営を行う。

なお、本事業の詳細は、別紙「阿久比町ＥＶ用急速充電設備等導入事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

3　参加資格

次に掲げる要件を全て満たす法人とする。

⑴　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当する者でないこと。

⑵　公募開始の日までの直近３年間においてＥＶ用充電設備等の導入又はこれに類する業務の取扱実績があること。

⑶　法人税等並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

⑷　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立をしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立をしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

⑸　阿久比町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成２４年２月１４日付け阿久比町長・阿久比町教育委員会教育長・愛知県半田警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

⑹　阿久比町入札参加資格者名簿に記載のある事業者にあっては、阿久比町指名停止要領第３条又は第４条及び第５条の規定に基づく指名停止期間中でないこと。

4　日程

	項　目	日　程
1	募集開始	令和８年１１月２７日（金）
2	質問受付期限	令和８年１２月４日（金）
3	質問に対する回答期限	令和８年１２月８日（火）
4	現地視察（設置の有無判断等）期限	令和８年１２月１１日（金）
5	参加申込書及び企画提案書等の提出期限	令和８年１２月１１日（金）
6	プレゼンテーション	令和８年１２月１５日（火）（予定）
7	審査結果の通知	１２月下旬頃（予定）
8	協定締結・貸付契約締結	１２月下旬頃（予定）

5　質問等

⑴　質問方法

本要項、仕様書、本事業全体について質問がある者は、電子メールにより質問書（任意様式）を提出すること。なお、電子メールには、件名に「阿久比町ＥＶ用急速充電設備等導入事業質問書」と入力する

こと。

⑵　提出期限

令和８年１２月４日（金）１７時１５分必着

⑶　提出先

阿久比町　建設経済部　環境課

メールアドレス　kankyo@town.agui.lg.jp

6　参加申込書及び企画提案書等の提出

⑴　提出方法

持参又は郵送（簡易書留に限る。）による。なお、事前に阿久比町建設経済部環境課まで連絡すること。

⑵　提出期限

令和８年１２月１１日（金）１７時１５分必着

⑶　提出先

〒４７０－２２９２

愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越５０番地

阿久比町　建設経済部　環境課

⑷　提出書類

①　参加申込書（様式第１号）

②　会社概要（任意様式）

会社名、所在地、設立年、資本金、従業員数、組織図、役員一覧等が必ず記載されていること。

③　登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

④　完納証明書（発行から３カ月以内のものに限る）

⑤　企画提案書（任意様式）

※事業工程及び設置イメージ図の添付必須。また、審査基準に即した内容であること。提出後の書類については、返却不可とする。

⑸　提出部数

①から④までは各１部

⑤は正本１部（押印）、副本６部（押印不要）

7　審査方法及び結果通知

⑴　審査方法

阿久比町ＥＶ用急速充電設備等導入事業者選定委員が審査する。企画提案書を基としたプレゼンテーションを実施し、最も評価の高い企画提案を行った事業者を選定事業者とする。

⑵　審査評価基準・配点

審査項目	審査基準	配点
事業遂行能力	① 事業スキーム：役割分担を踏まえた、円滑で適切な運用スキームか。	１０点
	② 事業実績：同種又は類似の事業実績はあるか。	１０点
	③ 設置工事期間・運用期間中の実施体制及びスケジュール：工事期間や運用期間において、無理のない計画か。	１０点
	④ 故障・緊急時の対応体制、情報セキュリティ対策：利用者への迅速な対応体制、個人情報等の漏洩防止対策が万全か。	３０点
企画提案内容	⑤ 設置する充電器の仕様・定格出力（kW)、設置数（口)：規模に対して適切な内容であるか。	１０点
	⑥ 1kWh（または１分）当たりの税込充電料金（円)：周辺の一般的な急速充電器と比べ適切な設定か。	２０点
	⑦ 充電器の利用方法・料金決済方法：決済方法を含め、より多くのＥＶユーザーにとって利用しやすいシステムか。	３０点
	⑧ 町への事業報告内容（利用状況データ等)：町に報告する利用状況データの内容は充実しているか。	１０点
	⑨ 災害時のレジリエンス効果：協定等による災害時の特別な運用（無料開放等）があるか。	３０点
	⑩ 貸付金：町に支払う貸付金額は適切か。	２０点
	⑪ 付加提案（自由記載)：実現性・効果が高く、町に費用負担を求めない提案であるか。	２０点

合計：２００点

⑶　プレゼンテーションの注意事項等

プレゼンテーションは２０分以内とし、その後１０分以内の質疑応答の時間を設ける。なお、プレゼンテーションを令和８年１２月１５日（火）で実施する予定をしているが、正式な日時・場所は別途通知する。プレゼンテーションに際しては、本事業を主体的に担当する方が説明を行うこと。プロジェクターとスクリーン以外の器材は、応募者側で用意すること。

⑷　結果通知

選定結果は、全応募者に書面にて速やかに通知する。また、その後町のＨＰ上で公開する。

8　失格等

参加者が次のいずれかに該当すると町が判断した場合は失格とする。

⑴　提出書類を指定した期限内に提出（到達）しなかった場合

⑵　提出書類に虚偽の記載があった場合

⑶　審査の公平性を害する行為があった場合

⑷　協定締結の日までに阿久比町の指名停止措置を受けた場合

⑸　その他本要項を遵守しない場合

9　協定及び契約の締結

選定事業者は、町担当課と速やかに協定内容を調整し、協定を締結すること。また、別途土地の貸付契約を締結すること。

なお、辞退又は締結までに次のいずれかの事由（不適格要件）に該当した場合は、選定を取り消す。

・参加資格を喪失したとき。

・正当な理由がなく、契約の締結に応じないとき。

・財務状況の悪化や社会的信用の著しい損失等により、事業の運営に支障が生じると町長が判断したとき。

・本要項、関係法令等に反していることが明らかになったとき又は必要な手続を行わないとき。